平成２２年（フ）第８０号
長崎県西彼杵郡長与町岡郷643番地１　パークサイドハイツ103号
破産者　木原　淳子
1　決定年月日　平成22年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６４６号
鹿児島県鹿児島市紫原６丁目53番31―801号
破産者　大坪　功典
1　決定年月日　平成22年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第２３５号
仙台市若林区荒井字押口128番地　ＤＩＯ―ＨＯＲＩ－２―202
破産者　惠津森美和
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３２９号
仙台市泉区南光台南２丁目15番８号
破産者　鈴木　　學
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３３６号
宮城県亘理郡山元町山寺字西牛橋35番地220
破産者　高橋まり子
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３６７号
仙台市宮城野区白鳥１丁目30番１―604号
破産者　佐藤亜由子
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第４１６号
宮城県黒川郡大和町もみじケ丘１丁目35番地の10
破産者　高橋　公一
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第６６号
秋田県山本郡三種町森岳字木戸沢152番地９
破産者　渡部　政弘
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２２年（フ）第６２号
山形県天童市大字寺津1451番地２
破産者　工藤みち子
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１１４号
山形市大字中野目661番地16
破産者　林　　英一
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１７９号
福島県郡山市石渕町11番９号　イーストスズキＡ棟
破産者　菅野　秀康
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第７１号
福島県郡山市虎丸町２番19号　チサンマンション虎丸304号、申立時の住所福島県郡山市富久山町久保田字大原65番地の１　善方池マンション102号
破産者　梅津　純子
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第８０号
福島県郡山市菜根４丁目23番23号
破産者　横田きよえ
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第２９０号
千葉県東金市日吉台７丁目18番地６、開始決定時の住所千葉県東金市薄島28番地50
破産者　元澤　昭子
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第１５号
千葉県旭市後草字西ノ畑618番地４、住民票上の住所千葉県旭市江ケ崎140番地１
破産者　金島石材工業こと　金島　正治
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第３４３７号
横浜市港北区新吉田東４丁目３番30号　第一加藤ハイツ205
破産者　岩淵　秀雄
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３４３８号
横浜市神奈川区菅田町1713番地３　三和交通株式会社研修センター407号
破産者　岩淵　健次
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６２４号
石川県石川郡野々市町白山町10番23号　木野ビル601号室、従前の住所石川県石川郡野々市町横宮町16番36号　アパガーデンコート野々市210号室
破産者　水株　伸介
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第２０７０号
京都市左京区一乗寺谷田町33番地１　ハイツ彦惣202
破産者　桂　　辰浩
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係